

改正後	改正前
第 7 節 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税 (加工又は修繕貨物を郵便により輸出入する場合の取扱い) 11 - 5 加工又は修繕貨物を郵便によって輸出又は輸入する場合(関税法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用される場合に限る。)における法第 11 条の適用の手続は、次による。 輸出貨物について、最寄りの税関官署において関税法基本通達 76 - 2 - 1 の <u>の事前検査の手続を行う</u>。この場合においては、同条の「輸出の許可の日」とは、便宜、当該輸出郵便物について令第 5 条第 1 項の規定により税関が確認した日とする。 その輸出及び輸入の際には、前記 11 - 3 及び 11 - 4 の手続を行う。 なお、輸入の際に提出することとされている輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書が<u>無い場合</u>にあっては、<u>その提出を要しないものとする</u>。 第 14 節 再輸出免税 (再輸出免税貨物の免税手続等) 17 - 2 再輸出貨物の免税手続については、次による。 令第 34 条に規定する書面は、「再輸出貨物減免税明細書」(T - 1340)とし、2 通(原本、事後確認用)(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として 1 通を加える。(関税法基本通達 7 - 4 参照))を輸入(納税)申告書に添付して<u>提出することを求める</u>。この場合において、事後確認用は事後確認担当部門へ回付する。 なお、郵便物(関税法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。)については、「再輸出貨物減免税申請書」(再輸出貨物減免税明細書の表題中「明細書」を「申請書」に訂正の上、使用させて差し支えない。)3 通(原本、承認書用、事後確認用)(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として 1 通を加える。(関税法基本通達 7 - 4 参照))の<u>提出を求め</u>、免税を承認したときは、うち 1 通(承認書用)を承認書として申請者に交付する。 法第 17 条第 1 項の規定により関税の免除を受けようとする貨物(同項	第 7 節 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税 (加工又は修繕貨物を郵便により輸出入する場合の取扱い) 11 - 5 加工又は修繕貨物を郵便によつて輸出又は輸入する場合における法第 11 条の適用の手続は、次による。 輸出貨物について、最寄りの税関官署において関税法基本通達 76 - 2 - 1 (輸出郵便物の検査)の <u>の事前検査の手続を行わせる</u>。この場合においては、同条の「輸出の許可の日」とは、便宜、当該輸出郵便物について令第 5 条第 1 項の規定により税関が確認した日とする。 その輸出及び輸入の際には、前記 11 - 3 及び 11 - 4 の手続を<u>行わせる</u>。 なお、輸入の際に提出することとされている輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書は、<u>便宜</u>、その提出を要しないものとする。 第 14 節 再輸出免税 (再輸出免税貨物の免税手続等) 17 - 2 再輸出貨物の免税手続については、次による。 令第 34 条(<u>再輸出貨物の免税の手続</u>))に規定する書面は、「再輸出貨物減免税明細書」(T - 1340)とし、2 通(原本、事後確認用)(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として 1 通を加える。(関税法基本通達 7 - 4 参照))を輸入(納税)申告書に添付して<u>提出させる</u>。この場合において、事後確認用は事後確認担当部門へ回付する。 なお、郵便物については、「再輸出貨物減免税明細書」(再輸出貨物減免税明細書の表題中「明細書」を「申請書」に訂正の上、使用させて差し支えない。)3 通(原本、承認書用、事後確認用)(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として 1 通を加える。(関税法基本通達 7 - 4 参照))<u>を提出させ</u>、免税を承認したときは、うち 1 通(承認書用)を承認書として申請者に交付する。 (同左)

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 1 号、第 4 号及び第 11 号に掲げる貨物を除く。)のうち、保証契約（外国の団体が発給した書類により本邦に一時輸入された貨物について、当該貨物に係る免除された関税を徴収すべき事由が生じた場合は、関税を納付し、当該外国の団体に対し当該免除された関税の額を請求し、当該外国の団体が請求された額を支払うこと又本邦から一時輸出される貨物についても同様の取扱いとすることについて外国の団体と保証団体（保証契約を締結し、かつ、当該保証契約を適切に実施できると認められる本邦の団体をいう。）との間で締結した契約をいう。）に定めるものについては、当該保証団体又は保証団体と保証契約を締結した外国の団体が「一時輸出入のための通関手続書類」(T - 1345)を使用して発給する書類（以下「特別通関手帳」という。）の「輸入（納税）申告書（免税明細書兼用）」を提出させる。 特別通関手帳を使用して輸入される貨物に係る輸入申告等の取扱いについては、A T A 基本通達 3 - 2 、 及び 、 3 - 3 及び 、 3 - 4 並びに 3 - 11 に準じて処理する。 再輸出免税貨物の輸出時の同一性の確認のための処理については、前記 11 - 3 の の規定に準ずる。 （再輸出免税貨物の輸出手続） 17 - 6 再輸出免税貨物の輸出手続については、次による。 法第 17 条第 1 項の規定により免税輸入した貨物と内国貨物とを使用して加工又は修繕した製品を輸出する場合には、免税輸入貨物と内国貨物とについて別個の輸出申告書を提出させることなく、当該製品の輸出申告書に免税輸入した貨物の品名、数量及び価格等を内書させて行わせる。 令第 39 条第 1 項に規定する加工証明書は、「再輸出免税貨物加工証明書」(T - 1380)とする。 輸出された貨物が、輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書（以下本項において「輸入許可書等」という。）に記載されている貨物又はその加工に係る貨物のうちの一部である場合の令第 39 条第 2 項の規定による内訳の記載については、次による。 イ 免税輸入貨物と他の内国貨物とを使用して加工又は修繕された製品が輸出される場合における内訳の記載は、輸出貨物の数量に見合う免	特別通関手帳を使用して輸入される貨物に係る輸入申告等の取扱いについては、A T A 基本通達 3 - 2 、 及び 、 3 - 3 及び 、 3 - 4 並びに 3 - 11 (<u>通関手帳による一時輸入等</u>)に準じて処理する。 （同左） （再輸出免税貨物の輸出手続） 17 - 6 再輸出免税貨物の輸出手続については、次による。 （同左） 令第 39 条第 1 項(<u>再輸出免税貨物の輸出の手続</u>)に規定する加工証明書は、「再輸出免税貨物加工証明書」(T - 1380)とする。 輸出された貨物が、輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書（以下本項において「輸入許可書等」という。）に記載されている貨物又はその加工に係る貨物のうちの一部である場合の令第 39 条第 2 項(<u>輸入許可書等への輸出済みの旨等の記載</u>)の規定による内訳の記載については、次による。 イ （同左）

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税輸入貨物の数量を輸入許可書に裏書して処理する。 ロ 加工工程中に数量欠減が生じた免税輸入貨物が輸出される場合には、輸出貨物の数量に見合う免税輸入貨物の数量（加工工程中に生じた副産物、<u>くず</u>等の数量に見合う免税輸入貨物の数量を除く。）を輸入許可書に裏書して処理する。 ハ 上記イ及びロ以外の免税輸入貨物が輸出される場合には、輸出貨物の数量により裏書して処理する。 現像済の写真フィルムが郵便によつて輸出される場合（<u>関税法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用される場合に限る。</u>）の当該写真フィルムと現像前のフィルムとの同一性の確認は、当該物品に上記の加工証明書及び前記 17 - 2 のなお書に規定する承認書を添付することにより行う。 なお、当該物品が輸出されたときは、同承認書に輸出済みの旨を記載して申請者に交付する。 特別通関手帳による輸出申告等の取扱いについては、次による。 イ 特別通関手帳を使用して輸入された貨物の輸出申告は、当該特別通関手帳の「再輸出申告書」を提出させることにより行わせる。 ロ 上記イ以外の取扱いは、A T A 基本通達 3 - 6 、 、 及び 、 3 - 8 並びに 3 - 11 に準じて処理する。 なお、再輸出期間の延長の承認を受けているときは、当該承認書を特別通関手帳に添付して提出させる。	ロ 加工工程中に数量欠減が生じた免税輸入貨物が輸出される場合には、輸出貨物の数量に見合う免税輸入貨物の数量（加工工程中に生じた副産物、<u>屑</u>等の数量に見合う免税輸入貨物の数量を除く。）を輸入許可書に裏書して処理する。 ハ （同左） 現像済の写真フィルムが郵便によつて輸出される場合の当該写真フィルムと現像前のフィルムとの同一性の確認は、当該物品に上記の加工証明書及び前記 17 - 2 のなお書に規定する承認書を添付させて行う。 なお、当該物品が輸出されたときは、同承認書に輸出済みの旨を記載して申請者に交付する。 特別通関手帳による輸出申告等の取扱いについては、次による。 イ （同左） ロ 上記イ以外の取扱いは、A T A 基本通達 3 - 6 、 、 及び 、 3 - 8 並びに 3 - 11（<u>一時免税輸入物品の通関手帳による再輸出等</u>）に準じて処理する。 なお、再輸出期間の延長の承認を受けているときは、当該承認書を特別通関手帳に添付して提出させる。
第 16 節 輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は<u>戻し税</u> （特殊な形態による輸出貨物の<u>戻し税</u>の取扱い） 19 - 20 特殊な形態による輸出貨物の<u>戻し税</u>の取扱いについては、次による。 <u>戻し税</u>に係る原料品を使用して製造した貨物を郵便物（<u>関税法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。</u>）として輸出するときは、再輸出減免税又は輸出貨物の製造用原料品の減免税適用貨物の輸出の際の取扱いに準ずるほか、前記 19 - 16 から 19 - 19 までの規定による取扱いに準じて処理する。 外国に往来する船舶又は航空機（<u>関税法第 23 条第 1 項に規定する遠洋</u>	第 16 節 輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は<u>もどし税</u> （特殊な形態による輸出貨物の<u>もどし税</u>の取扱い） 19 - 20 特殊な形態による輸出貨物の<u>もどし税</u>の取扱いについては、次による。 <u>もどし税</u>に係る原料品を使用して製造した貨物を郵便物として輸出するときは、再輸出減免税又は輸出貨物の製造用原料品の減免税適用貨物の輸出の際の取扱いに準ずるほか、前記 19 - 16 から 19 - 19 までの規定による取扱いに準じて処理する。 外国に往来する船舶又は航空機（<u>関税法第 23 条第 1 項（船用品又は機</u>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
漁業船その他の船舶を除く。)に積み込まれる船（機）用品で、<u>戻し税</u>に係る原料品を使用して製造したものについては、法第 19 条第 1 項を適用する。 なお、この場合においては、当該積込みを輸出として取り扱い、通常の輸出申告手続を行わせる。 航空機によって輸出される貨物についても、この規定による戻し税の適用があるので、留意する。この場合の輸出申告は、「航空貨物簡易輸出申告書」によることなく、通常の輸出申告書を使用<u>して行うものとする</u>。 なお、輸出手続の際における貨物製造報告書等の提出については、一般輸出貨物の場合と同様とする。 軍人用販売機関等が輸出する貨物で輸出申告書に貨物製造報告書等を添付して、正規の輸出申告を<u>行ったもの</u>については、法第 19 条第 1 項の適用があるので、留意する。 この場合の<u>戻し税</u>該当貨物の船積確認は、積載する般舶又は航空機が合衆国の公用船又は公用機である場合には、原則として、輸出港駐在の合衆国軍隊の権限ある官憲の証明書の発給を受けさせ、これにより船積みの確認を行う。	<u>用品の積込み等</u>)に規定する遠洋漁業船その他の船舶を除く。)に積み込まれる船（機）用品で、<u>もどし税</u>に係る原料品を使用して製造したものについては、法第 19 条第 1 項を適用する。 なお、この場合においては、当該積込みを輸出として取り扱い、通常の輸出申告手続を行わせる。 航空機によつて輸出される貨物についても、この規定によるもどし税の適用があるので、留意する。この場合の輸出申告は、「航空貨物簡易輸出申告書」によることなく、通常の輸出申告書を使用<u>して行</u>わせる。 なお、輸出手続の際における貨物製造報告書等の提出については、一般輸出貨物の場合と同様とする。 軍人用販売機関等が輸出する貨物で輸出申告書に貨物製造報告書等を添付して、正規の輸出申告を<u>行つたもの</u>については、法第 19 条第 1 項の適用があるので、留意する。 この場合の<u>もどし税</u>該当貨物の船積確認は、積載する般舶又は航空機が合衆国の公用船又は公用機である場合には、原則として、輸出港駐在の合衆国軍隊の権限ある官憲の証明書の発給を受けさせ、これにより船積みの確認を行う。
第 18 節 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税 （郵便により輸入又は輸出する場合の取扱い） 19 の 3 - 7 <u>輸入時と同一状態で再輸出する貨物を郵便によって輸入又は輸出する場合（関税法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用される場合に限る。）における戻し税の適用の手続は、次による。</u> 輸入時と同一状態で再輸出する際に関税の払戻しを受けようとする貨物を郵便によって輸入する場合の手続は、関税法基本通達 <u>76 - 4 - 5</u> に準じた手続により行う。この場合において、前記 19 の 3 - 3 に規定する輸入時の税関長の確認は、当該郵便物が名あて人に交付される前に行う。 輸入時と同一状態での再輸出を郵便によって行う場合の手続は、関税法基本通達 76 - 2 - 3 に準じた手続により行う。この場合において、前記 19 - 3 - 6 に規定する貨物の同一性の認定手続は当該郵便物が郵便事業株式会社支店又は郵便局（郵便局株式会社法（平成 17 年法律第 100	第 18 節 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税 （郵便により輸入又は輸出する場合の取扱い） 19 の 3 - 7 輸入時と同一状態で再輸出する際に関税の払戻しを受けようとする貨物を郵便によって輸入する場合の手続は、関税法基本通達 <u>76 - 4 - 2</u> に準じた手続により行う。この場合において、前記 19 の 3 - 3 に規定する輸入時の税関長の確認は、当該郵便物が名あて人に交付される前に行う。 （同左）

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
号）第 2 条第 2 項に規定する郵便局をいう。）（以下この項及び後記 20 - 13 において「郵便支店等」という。）に差し出される前に行う。なお、前記 19 の 3 - 5 の「輸入時と同一状態で再輸出される貨物の関税払戻し（減額）申請書」は、当該郵便物が郵便支店等に差し出された後に受理することになるので留意する。 <u>（簡易手続が適用されない郵便物を輸入時と同一状態で再輸出する場合の暫定的取扱い）</u> <u>19 の 3 - 8 関税法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用されない郵便物を輸入時と同一状態で再輸出する場合の手続は、前記 19 の 3 - 5 によるものとする（ただし、輸出許可書に船積みの確認を受けることを要しない。）ほか、当分の間、前記 19 の 3 - 7 の に準じた手続によっても差し支えないものとする。</u> <u>この場合、前記 19 の 3 - 7 の において「関税法基本通達 76 - 2 - 3 」とあるのは「関税法基本通達 76 - 2 - 3 及び 76 - 2 - 4 」と読み替えるものとし、「輸入時と同一状態で再輸出される貨物の関税払戻し（減額）申請書」は、当該郵便物の輸出が許可された後に、事前検査を行った税関官署に提出させるものとする。</u> （輸入時と同一状態で再輸出される場合の納付すべき関税を減額する取扱い） <u>19 の 3 - 9 法第 19 条の 3 第 2 項の規定により納付すべき関税を減額する場合には、前記 19 - 21 の から まで及び 19 の 3 - 1 から 19 の 3 - 8 まで（19 の 3 - 4 及び 19 の 3 - 7 の を除く。）に準じて処理するほか、次による。</u> 「輸入時と同一状態で再輸出される貨物の関税払戻し（減額）申請書」の「減額すべき関税額等」欄の記載は、関税法基本通達 67 - 1 - 19 に規定する処理を行った後に通関部門が行う。 輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なる場合、「輸入時と同一状態で再輸出される貨物の関税払戻し（減額）申請書」の「減額すべき関税額等」欄の記載は、当該貨物の輸入地を所轄する税関の通関部門が、申請書の記載事項と関係書類を対査確認した後に行う。	<u>（新設）</u> （輸入時と同一状態で再輸出される場合の納付すべき関税を減額する取扱い） <u>19 の 3 - 8 法第 19 条の 3 第 2 項（（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税））の規定により納付すべき関税を減額する場合には、前記 19 - 21 の から まで及び 19 の 3 - 1 から 19 の 3 - 7 まで（19 の 3 - 4 及び 19 の 3 - 7 の を除く。）に準じて処理するほか、次による。</u> 及び （同左）

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 19 節 違約品等の再輸出又は廃棄の場合の<u>戻し税</u> （違約品等の輸出についての関税払戻し申請書の添付書類） 20 - 5 令第 56 条第 1 項に規定する違約品等についての関税の払戻し申請書に添付すべき書類及びその取扱いは、次による。 なお、下記 から までにあっては、端的に違約品等であることを証する書類を必要最少限に添付させるよう留意する。 違約品等の輸出についての関税の払戻し申請書に添付すべき書類は、違約品等であることを証する書類、輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書（郵便により輸入されたもの（<u>関税法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用されたものに限る。</u>））にあっては国際郵便物課税通知書とし、特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出があったことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書とする。以下この節において同じ。）及び違約品等保税地域搬入届受領書とする。 「違約品であることを証する書類」としては、クレームが成立した場合にあっては、クレーム解決書（輸出者が「契約内容と相違している」旨の輸入者の主張を受諾する旨の電報又はテレックスを含む。なお、インボイス番号、貨物の品名・型番等、違約品である貨物を特定させる事項を記載しているものとする。）を、輸入者等が違約品であることを自ら立証する場合にあっては、分析表、試験成績表、公認検定機関の検量証明書その他違約品であることを立証する資料を添付させる。 個人的な使用に供する物品で通信販売されたものであることを証する書類としては、納品書（コピーでも可）及びカタログ等通信販売された物品であることが確認できる資料を添付させる。 なお、納品書により通信販売された物品であることが明らかな場合には、カタログ等の添付は省略させて差し支えない。 また、納品書が提出できない場合には、通信販売された物品であることを証する他の資料（注文書、返品書等）を添付させることとして差し支えない。 輸入後において法令により、その販売若しくは使用又はこれを用いた製品の販売若しくは使用が禁止されたものであることを証する書類としては、当該法令を掲載した官報又は公報の写しを添付させる。なお、輸入貨物の外観からは、当該法令の規制内容と当該貨物の販売又は使用の禁止の関係が明らかでない場合には、当該法令の規制の対象となつたこ	第 19 節 違約品等の再輸出又は廃棄の場合の<u>もどし税</u> （違約品等の輸出についての関税払戻し申請書の添付書類） 20 - 5 令第 56 条第 1 項に規定する違約品等についての関税の払戻し申請書に添付すべき書類及びその取扱いは、次による。 なお、下記 から までにあっては、端的に違約品等であることを証する書類を必要最少限に添付させるよう留意する。 違約品等の輸出についての関税の払戻し申請書に添付すべき書類は、違約品等であることを証する書類、輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書（郵便により輸入されたものにあっては国際郵便物課税通知書とし、特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出があったことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書とする。以下この節において同じ。）及び違約品等保税地域搬入届受領書とする。 ～ （同左）

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
とを証する書類（例えば、主管官庁又は検査機関等が発給した証明書、分析表、試験成績表等）を添付させる。 （違約品等を郵便によって輸出する場合の取扱い） 20 - 13 違約品等を郵便（<u>関税法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。</u>）によって輸出する場合の関税の払戻しの手続は、次による。 当該違約品等は、郵便支店等に差し出す前に、あらかじめ前記 20 - 2 に準じた手続により事前検査のため税関に提出させた上検査をする。この場合の違約品等の税関への提出は、保税地域への搬入とみなして取り扱う。 前記 20 - 4 の「違約品等の輸出に係る関税払戻し（減額・控除）申請書」は、当該違約品等が郵便支店等に差し出された後において受理する。 （<u>違約品を簡易手続が適用されない郵便で輸出する場合の暫定的取扱い</u>） 20 - 14 <u>関税法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用されない郵便物について法第 20 条第 1 項の違約品等を輸出する場合の手続は、前記 20 - 4 によるものとするほか、当分の間、前記 20 - 13 の 及び に準じた手続によっても差し支えない。</u> <u>この場合、当該違約品等の税関への提出は、関税法第 67 条の 2 との関係において保税地域への搬入とはみなさないことに留意し、「違約品等の輸出に係る関税払戻し（減額・控除）申請書」は、当該郵便物の輸出が許可された後に、事前検査を行った税関官署に提出させるものとする。</u> （違約品等の再輸出又は廃棄の場合の納付すべき関税を減額する取扱い） 20 - 15 法第 20 条第 3 項の規定により納付すべき関税を減額する場合には、前記 19 - 21 の から まで、20 - 1、20 - 2 及び 20 - 4 から <u>20 - 14</u> までに準じて処理するほか、次による。 「違約品等の輸出に係る関税払戻し（減額・控除）申請書」又は「違約品等の廃棄に係る関税払戻し（減額・控除）申請書」の「減額すべき関税額等」欄の記載は、関税法基本通達 67 - 1 - 19 に規定する処理を行った後に通関部門が行う。	（違約品等を郵便によって輸出する場合の取扱い） 20 - 13 違約品等を郵便によって輸出する場合の関税の払戻しの手続は、次による。 及び （同左） （新設） （違約品等の再輸出又は廃棄の場合の納付すべき関税を減額する取扱い） 20 - 14 法第 20 条第 3 項（<u>（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税）</u>）の規定により納付すべき関税を減額する場合には、前記 19 - 21 の から まで、20 - 1、20 - 2 及び 20 - 4 から <u>20 - 13</u> までに準じて処理するほか、次による。 及び （同左）

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
輸出申告した税関の税関長と当該貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なる場合における「違約品等の輸出に係る関税払戻し（減額・控除）申請書」又は「違約品等の廃棄に係る関税払戻し（減額・控除）申請書」の「減額すべき関税額等」欄の記載は、当該貨物の輸入地を所轄する税関の通関部門が、申請書の記載事項と添付書類を対査確認した後に行う。 （違約品等の再輸出又は廃棄の場合の納付すべき関税を控除する取扱い） <u>20 - 16</u> 法第 20 条第 4 項又は第 5 項の規定により納付すべき関税を控除する場合には、前記 19 - 22 の から まで、20 - 1、20 - 2 及び 20 - 4 から <u>20 - 14</u> までの規定に準じて処理する。	（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の納付すべき関税を控除する取扱い） <u>20 - 15</u> 法第 20 条第 4 項又は第 5 項(<u>(違約品等を再輸出又は廃棄した場合の関税の控除)</u>)の規定により納付すべき関税を控除する場合には、前記 19 - 22 の から まで、20 - 1、20 - 2 及び 20 - 4 から <u>20 - 13</u> まで(<u>輸出貨物の製造用原料品に係る納付すべき関税を控除する場合の取扱い等</u>)の規定に準じて処理する。